

意見第15号

沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないこと等を求める
意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月13日

提出者 久喜市議会議員
上 條 哲 弘
岡 崎 克 巳
杉 野 修
川 辺 美 信
田 村 栄 子

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないこと等を求める
意見書

先の戦争における沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる沖縄本島南部地域では、沖縄戦で亡くなった兵士や沖縄県民の遺骨が今なお残されており、戦後76年が経過した現在でも戦没者の遺骨収集が行われている。先の戦争で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されるものではない。

よって、国においては、戦没者の遺骨収集を着実に推進するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、国が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

あて